

令和2年

第10回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和2年10月26日 午後1時30分から
場所 保健センター2階 研修室

1 出席委員

1番 西 方 敬	9番 竹 内 浩
2番 柳 田 三千夫	10番 近 藤 剛 司
3番 二 宮 賢 一	11番 鈴 木 洋 有
5番 野 崎 健 一	12番 石 井 雅 浩
6番 今 井 正	13番 安 池 雅 美
7番 福 島 啓	15番 青 木 貞 治
8番 吉 川 京 男	16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第22号 農用地利用集積計画書の決定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和2年第10回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、1番西方敬委員と2番柳田三千夫委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第22号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。なお、1番と2番の農地を同じ借り手が同時に借りるとのことですので一括で審議します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第22号「農用地利用集積計画書の決定について」は、議案書1ページから2ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。今回は農地中間管理制度による2件で、大磯町長より令和2年9月29日付けで農用地利用配分計画案についての意見を、また、10月1日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第22号1番と2番を朗読・説明》

書記 議案第22号1番と2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は、一昨年に虫窪地区で新規就農した若手の農家で、営農拡大のために合意解約で空いた農地を神奈川県農業公社から借りることになりました。

なお、10月9日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第22号1番と2番につきましては現地調査をお願い

いたした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第22号1番と2番の農地について、10月9日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農業公社により草刈りと耕耘がされ、直ぐに営農が開始できるようになっていました。若い農家が借りることで農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られるとのことでした。

では議案第22号1番と2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地に縦の溝が掘られていますが何の目的ですか。暗渠ですか。

書記 地中に木のチップを入れて土壌改良するために掘られたものです。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第22号1番と2番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第22号1番と2番は原案とおりの決定いたしましたので、決定事項は町長に意見を付して通知いたします。

議長 次に、報告第1号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」については、議案書3ページと4ページの2件でございます。

事務局 《報告第1号1番と2番を朗読》

書記 報告第1号1番と2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 転用目的が病院となっていますが、こういった病院ですか。

書記 メンタル・クリニックと伺っています。

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましては、議案書6ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番につきましては、農地に係る賃貸借契約の合意解約についての通知で、期間満了前に解約により農地を賃借人に引き渡すこととなる日より前6カ月以内に成立した合意であって、その旨が署名により明らかな場合、30日以内に農業委員

会に通知することにより農地法第18条の許可を受けなくても解約ができます。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

当該農地は、法人が農地中間管理制度により神奈川県農業公社から賃借していましたが、先月に審議しました農地法第5条に基づく農地転用により電線の付け替え工事の作業場として使用するため、一時転用期間は耕作ができなくなることから、一旦、合意解約を行い、工事の終了後に再度、神奈川県農業公社と賃借契約を行う予定です。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 特に質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和2年第10回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後1時55分)